

農業経営基盤強化促進法（昭和55法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を変更するので、同法第19条第7項の規定に基づき、当該地域計画の案を公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができる。

令和8年1月22日

南知多町長 石黒和彦

## 1 縦覧期間

自 令和8年 1月22日（木）

至 令和8年 2月 5日（木）

## 2 縦覧場所

南知多町役場 産業振興課

南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地